

## 仕様書

### 1 件名

融資あっせんシステム保守業務委託

### 2 履行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

### 3 履行場所

市が指定する場所

### 4 目的

川口市では、市内中小企業の経営の安定と改善を図るため、市内事業者へ融資のあっせんを行っている。これらの事務の効率化と情報の管理を目的として使用する融資あっせんシステム（以下、本システムという。）を健全に機能させ、安定的な運用を支援することを目的とする。

### 5 業務内容

本システムに対する保守業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本システムの使用方法に関する電話、ファクシミリ、電子メールによる問い合わせ対応
- (2) システムの運用上支障が発生した場合の電話、ファクシミリ、電子メール等による問い合わせ対応
- (3) システムの運用上支障が発生した場合、システムの修復を行うための光磁気ディスクの提供
- (4) 上記サポートを実施してもシステムが修復されない場合は、センターの要求に基づき、技術者を派遣したシステムの修復作業
- (5) システムレベルアップ、法改正などの情報提供及び軽微なシステム改修。なお、軽微な改修の適用範囲は帳票レイアウトの微変更等を想定とするが、都度市と受託者で別途協議のうえ決定とすること。

### 6 サポート時間

原則として、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、作業等の完了が夜間又は休日に及ぶ場合のほか、緊急時・障害対応時及び市が特に依頼する作業等については、センターと受託者双方による協議の上、対応することとする。

### 7 成果品

保守業務終了時に、本システムに関する問い合わせや障害の報告があるときは、対応状況を課題管理表に集約し、書面で報告すること。

### 8 履行条件

保守業務終了時に、速やかに成果品と市指定の業務完了報告書を提出すること。

9 支払方法

融資あっせんシステム構築・保守業務仕様書 14 支払方法のとおり。

10 その他

融資あっせんシステム構築・保守業務仕様書 15 その他とのとおり。

以 上